

議 長 日程第2「議案第50号松田町公園条例の一部を改正する条例（産業厚生常任委員会報告）」を議題といたします。

本案について、産業厚生常任委員会の審査報告を求めます。委員長 古谷星工人君。

産業厚生常任委員長 委員会報告をいたします。令和6年6月5日、松田町議会議長 平野由里子殿。産業厚生常任委員会委員長 古谷星工人。

産業厚生常任委員会報告書。本委員会は、令和5年12月7日、8日、令和6年1月9日、2月1日、3月12日、4月18日、5月22日、6月5日に委員6名全員出席のもと、役場4階大会議室において委員会を開催し、令和5年第4回議会定例会において付託された議案第50号松田町公園条例の一部を改正する条例を慎重に審査しましたので、次のとおり報告します。

記、1、審査の結果。採決の結果、賛成多数で別紙のとおり原案の一部を修正可決すべきものと決定しました。

2、審査の内容。観光経済課長及び担当職員出席のもと、松田町公園条例の一部を改正する条例について、詳細な説明を受け、質疑を行い、慎重に審査しました。

審査の結果、本条例の一部改正については、修正部分を除き適切なものであると判断しました。

1枚おめくりください。別紙、議案第50号松田町公園条例の一部を改正する条例に対する修正案。第50号松田町公園条例の一部を改正する条例の一部を次のように修正する。第9条第1項第6号を削る。以上です。

議 長 産業厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。それでは質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

質疑なしとのお声ですが、ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございません

か。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。こちら先ほどと同様です。採決は2回行います。本案の委員会報告は修正可決でありますので、まず委員会の修正案について1回目の採決を行い、その次に修正議決した部分を除く原案について2回目の採決を行います。ただし、修正案が否決されたときは原案について採決いたします。

では、議案第50号松田町公園条例の一部を改正する条例に対する委員長の報告は修正です。まず、委員会の修正案について採決します。委員会の修正案に賛成の方の起立を求めます。

起立多数であります。よって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。修正部分を除く部分を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

起立多数です。よって、修正部分を除く部分は原案のとおり可決されました。